

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（145）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年6月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年7月に生じた諸問題の2回目。核禁条約問題を取り上げます。)

三 核禁条約の意義——声明・談話を中心に——

(1) 声明

① 日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）声明（2017年7月8日発表）

(7月9日赤旗)

72年間被爆者が求め続けてきた核兵器 廃絶の実現のために

広島・長崎への原爆投下から72年、日本被団協を結成してから61年目の2017年、「ふたたび被爆者をつくるな」と願い、訴え続けてきた原爆被害者にとって核兵器禁止条約の採択は、誠に大きな喜びです。死者数としてだけ記録に残る多くの方々、運動に関わってこられた多くの先達、国内外の支援の方々と共に喜びを分かち合いたいと思います。

「核兵器の使用の被害者（hibakusha）の受け入れがたい苦しみ」に心を寄せた条約の前文は、1発の核兵器がもたらした非人道性を明記しています。

あの日、理由もわからず瞬時に命を奪われた方々。そしてかろうじて生きながらえてきた被爆者の苦しみ、それは深く、今なお続くものです。愛する者の死、生き残ったという罪悪感、脳裏に焼き付いたままの光景、音、声、匂い、原因不明の病気、生活苦、世

間の偏見、差別、あきらめた多くの夢。それは人種、国籍、年齢、性別を問わず、きのこ雲の下にいた者に、被爆者として死に、また生きることを強いるものでした。

日本被団協結成の1956年、「世界への挨拶」で「私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を」宣言し、今日まで、決してあきらめることなく、歩んできました。今、その宣言が実る道筋が見えてきました。私たち被爆者は、非人道的な核兵器被害の実相を体験を通して世界の人々に伝え、核兵器のない平和な世界の実現をめざすという「公共の良心」の役割を、これからも担い続けていきます。

核兵器をつくったのは人間です。そして使ったのも人間です。そうであれば、なくすことができるのも人間です。核兵器が廃絶されるまで、世界の市民社会の皆さんと共に歩み続けましょう。

②原水爆禁止日本協議会（日本原水協）談話（2017年7月8日発表）（7月9日赤旗）

1 核兵器禁止条約を交渉する国連会議は7月7日、すべての日程を終え、核兵器禁

止条約を賛成122、反対1、棄権1の圧倒的多数で採択した。

条約は、その前文で核兵器の非人道性を告発し、核兵器による惨害を防ぐ唯一の確

実な道として核兵器の廃絶の必要性を明確にした。その上で、第1条において核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」、「使用と使用の威嚇」、「譲渡」、支配地域内での「設置や配備」を含むすべての行為を禁止した画期的なものである。

日本原水協は、創立以来、広島・長崎の被爆者とともに核戦争の阻止、核兵器の全面禁止・廃絶、被爆者援護・連帯を基本目標に掲げ、実現を求めてきた団体として、この達成を心から喜び、国連、関係諸国政府、市民社会のすべてのみなさんに敬意を表明する。

2 条約は、この採択をもって、9月20日に調印がオープンにされ、次のステージとして、すべての国連加盟国政府のこの問題に対する態度が問われることになる。会議の中でも強調されたように、核兵器の禁止・廃絶は単なる軍備縮小の問題にとどまらず、人類の生存に関わる死活的課題であ

(2) 国内外の反響

①7月7日、藤森俊希日本原水爆被害者団体協議会事務局次長とサーロー節子さん（広島で被爆）（7月9日赤旗）。

藤森さんは「ヒバクシャ国際署名」が始まった昨年（2016年）4月の時点では一年後に条約ができるなど想像もしていなかった。禁止条約に背を向ける日本政府の態度は、一人ひとりの市民の力で変えることができる。日本政府が反対してもへこたれない。核兵器のない世界をつくる日本政府

②松井一実広島市長・田上富久長崎市長の記者会見（7月9日赤旗）

松井広島市長は7月8日、市役所で記者会見し、“被爆者をはじめ、多くの方々の願いを実現する第一歩となった”。その上で出来上がった案文に魂を入れる状況をつくっていくのがこれからの大仕事になる、と述

る。

我々は、核保有国、非保有国を問わず、すべての国の政府に対して、この条約を支持し、調印し、また、批准の手続きを進め、すみやかな発効のために行動するよう心から要請する。

とりわけ、唯一の被爆国である日本の政府に対し、条約に調印することはもちろん、核保有国を含むすべての国に調印を促し、核兵器のない世界のすみやかな実現のために行動するよう強く要求する。

3 核兵器を禁止し、廃絶するために行動することは、政府とともに市民社会に対しても意志を表し、行動することが求められる重要な課題である。

我々は、核兵器のない世界の実現を願うすべての国の人々に、核兵器禁止・廃絶の「ヒバクシャ国際署名」のよびかけに賛同・署名し、行動に加わるよう呼びかける。

ができるために努力したい”と。

サーローさんは、“私の思いを受け入れてくれたことに深い満足感でいっぱいです。原爆によって一度に命をとられた何十万人の大切な人たちに「禁止条約ができるところまでこぎつけた」と告げたい。また日本政府が参加しなかったことは100カ国以上の代表の発言に耳を傾けようという態度がないことだ。どうして橋渡しができるだろうか”と述べた（大要）。

べた。

“また先進国も発展途上国も核保有国も非核保有国も、洋の東西を問わず、すべての国がこの合意を歓迎すべきだ。それはあらゆる核兵器の廃絶に向けた、新たな進展を

意味するものにほかならない。核兵器廃絶に向け国際社会が総力を挙げて協力し、この条約を十分に法的実効性を持つものへと育てるために、ともに取り組んでいくことが必要だ。この活動を今日このときから始めよう」と呼びかけた。

③ 田上長崎市長は、7月8日、“被爆者

③7月8日広島・長崎市の集会（7月9日赤旗）

④ 広島市の原爆ドーム前で7月8日、核兵器禁止条約の国連採択を歓迎する集会が開かれた。100人以上の参加者が白い折り鶴を手に喜び合い、「まさに世界に人類生存への希望をもたらした歴史的な日を迎えた」との声明を採択した。二つの県被団協など23団体が参加する実行委員会の主催。「核兵器禁止条約採択をヒロシマは心から歓迎する！」と大書した横断幕を掲げた。

森瀧事務局長は、興奮して一睡もせず書き上げたという声明案を読み上げ、条約を「人類英知の結晶」と評価するとともに、“日本政府に直ちに被爆国としての責任ある態度を持って締約国となるよう署名・批准を果たして、国際社会の信頼を取り戻すべきだ”と訴えた。

また国連会議に参加した両県被団協の代表が報告した。箕牧副理事長は“国際署名を通じて数の力で核兵器廃絶を進めていこう”と訴えた。被爆2世の大中事務局次長は“人類と地球、そして未来の子どもたちが生き残るために、さらに頑張ろう”と呼びかけた。

参加した岡本珠代さんは“日本政府はどうしようもなく情けない。批准することを強く望みます”と話した。

⑤ 『『ヒバクシャ国際署名』をすすめる長崎県民の会』は7月8日、国連会議で核兵器禁止条約が採択されたことを受けて「核兵器禁止条約関係のつどい」を長崎市内で

や被爆地の訴えが世界を動かし、長年の願いだった核兵器禁止条約が形になったことに、深い感慨を覚える。日本政府が交渉には参加しなかったことは「被爆地として非常に残念だ」。「核保有国の不参加を理由とせず、勇気を持って政策を見直し、条約に参加することを求める」と述べた。

開き、会場いっぱいの約150人が参加した。

被爆者5団体の各代表が発言。入院中の長崎原爆被災者協議会の谷口会長はビデオメッセージで“条約ができたことは非常に喜ばしい。今後は核兵器を持っていない国が持っている国を包囲して、1日でも早く核兵器をなくす努力をしてもらいたい”と述べた。

長崎代表団として国連会議に参加した3人が活動報告。県原水協の中西さんは“会議では条文について丁寧に議論され、とても民主的な運営で感動した、”と語った。

長崎原爆遺族会顧問の下平さんは被爆体験を語り、“戦争が2度と起こらないように手をつなぎ合って、がんばっていこう”と訴えた。

「県民の会」の柿田事務局長は“署名の役割は大きくなっている。日本政府に向けてもこの条約に真摯に向き合うように声を上げていきたい”と呼びかけた。この日までに集まった「国際署名」は6万3594人分と報告し、“秋までに10万人を目標にする”と提起した。

つどいの後、原爆落下中心地碑まで被爆者を先頭に「おりづる平和パレード」を行い、原爆犠牲者に条約採択を報告する「おりづるのつどい」を開き、被爆者の横山さんが碑に向けて、“皆さんと私たちの心からの叫びが届きました。願いが実を結びました”と

報告した。折り鶴を奉納し、黙とうした後、人間の鎖で碑を取り囲み、核兵器廃絶への

④ヨーロッパの市民・平和団体の反響

歴史上はじめて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連で採択されたことを受け、欧州各国の市民・平和団体は「歴史的」との強い歓迎の声を上げた。

④国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」のベアトリス・フィン事務局長は、“私たちは歴史をつくった。きょうが核兵器の終わりの始まりになるように望む”と語りました。

⑥英核軍縮運動（CND）のケイト・ハドソン事務局長は、“1958年の創立以来核兵器廃絶を求めてきた組織として大いに歓迎する”、“今後は核兵器国が署名するよう説得する、英政府は一貫してこのプロセスをボイコットしてきた、政府を参加させる仕事は今始まる”と述べた。

仏平和団体「平和運動」は声明で、“人類は核兵器の禁止に向けた拘束力のある法的

⑤各国政府の代表の声

④核兵器禁止条約の実現のため取り組んできた各国政府代表からは、喜びと歓迎の発言が相次いだ。

採択後には、40人近くの政府代表が歴史的な壮挙をたたえあった。拍手がタブーの国連会議の常識を打ち破り、発言が終わるたびに大きな拍手が湧き、高揚感のある雰囲気の中での討論となった。

なかでも「ヒバクシャ」の果たした役割に大きな感謝が表明された。南アフリカのデイセコ大使は“今日ここにいる「ヒバクシャ」に賛辞を贈りたい。彼らがいたからこそ、この条約が可能になった”と述べた。

会議の正式な構成メンバーであった市民社会にも多くの代表がエールを送った。“こ

決意を新たにした。

手段を手にした”とし、被爆者をはじめとする長年にわたる世界の反核運動を評価し、条約交渉への不参加を貫いた仏政府の条約参加に向け、国内での署名・街頭行動の強化と継続を呼び掛けた。

⑤ 7月7日、グテレス国連事務総長は、核兵器禁止条約の採択を歓迎する声明を発表。

核兵器の存在がもたらす危険への懸念、核兵器使用による壊滅的な人道上の結果への認識が高まったことが、条約推進の力になったこと、今回の条約は“核兵器のない世界という共通の願いに向かう重要なステップ・貢献を示すものであること”を強調した。さらに、新たな条約が核軍縮という待望の目的の実現を目指す包括的な対話や新たな国際協力を促すことを期待すると表明した。

の交渉の道義的な羅針盤を示した。交渉の真の「同僚」だ”（チリ）、“強力な条約をつくるうえで、重要な貢献をした”（ブラジル）、“この歴史的成果は、市民社会の積極的参加抜きにはあり得なかった”（エジプト）。

⑥条約が核兵器を違法化する意義も語られた。

キューバのベルソン大使は“この条約で、核兵器は反道徳的、非人道的なだけでなく、違法なものとなった。核兵器の「使用の威嚇」も禁じ、抑止力にもとづく政策も違法となった”と指摘。マレーシアのイクラム大使も“条約は核兵器に「悪の烙印」を押すものだ。その政治的・法的影響が、核兵器廃絶へのさらなる前進を促すと思う”と述べた。

オランダは“NATO（北大西洋条約機

構)の(核戦略の)義務と条約の禁止条項は相いれない”と唯一反対票を投じたが、“核兵器廃絶は支持する。禁止条約の運動には積極的な面もある”と述べた。

◎ 国連の中満泉軍縮担当上級代表は“この条約締結は、核なき世界の追求へ生

まとめとして

これ迄核禁止条約について、その画期的意義を中心に書いてきたが、ここで一応のまとめを行う。

(1) 戦後日本の法体制を基本的に規定したのは、日本国憲法(1947年施行)と日米安保条約(1952年発効)である。

後者は、日米軍事同盟に展開し、アメリカの傘の下で安全保障を図ろうとする日米核同盟にその実質があり、「核の抑止力」に依存している。

(2) 核禁条約は、凡ゆる形態の核使用を禁じ違法化することにより、「核抑止力依存戦略」を全面的に否定するアンチテーゼ(対抗命題)として採択されたのである。

この意味で、核禁条約は、日本政府に対し、「核抑止力依存戦略」の抜本的廃棄を政治的にも軍事的にも倫理的にも迫るものである。

(3) しかし、その逆方向に展開している動きがあつた現実である。例えば、2017年7月7日、日本、米、英、仏の各国は、核禁条約条約に加盟しない方針を発表した。米英仏の声明は、“条約は北朝鮮の重大な脅威に対する解決策を提供せず、核抑止力を必要とする他の安全保障上の課題にも対処していない”とする。

また別所国連大使(日本)は、記者団に対し、現状で条約に“署名することはない”と語った。また日本がこれ迄核兵器の非人道性と安全保障情勢との双方を踏まえ、核兵器国

涯をささげてきた全ての人々の希望のともしびとみなされるべきものだ”と強調した。

① 一方、会議に不参加の日本政府は採択後、別所国連大使が国連内で会見を開き、「署名することはない」と条約へ背を向けました。

と非核兵器国の協力の下での核廃絶を目指してきたと説明した上で、“残念ながら条約交渉はそういう姿で行われたものではない”と語った(7月9日赤旗)。

(4) このような日本政府の対応の根底にあるのは、核兵器の禁止には核保有国と非核保有国との「協力」が不可欠だ、という理由である。しかし、この理由は核禁条約を生み出した「世界の流れ」に逆らうものであると考え(前述(2)以下参照)。

(5) 最後に次のことを強調したい。

核禁条約を生み出した根源的な力は、市民社会・人民の力量であることである。とくに日本の人民は、憲法を「武器」として、「安保体制」強化、「日米軍事同盟＝日米核同盟」への反対闘争を闘い、原水禁運動、反核闘争、戦争法阻止闘争を次々として展開してきたのであり、今回の核禁条約を生み出す原動力となったのである。

このことに自信を持ち、核廃絶の実現に取り組むたい。

(次回からは2017年8月に生じた諸問題に移ります。)